

京丹後市会館等公共施設の見直し指針（素案）

平成 17 年 月

第 1 はじめに

本市は、市民ニーズに応じた行政サービスを提供するため、集会施設、文化・体育施設、福祉施設及び観光施設等の公共施設を設置し、効率的な管理運営とサービスの向上に努める中、現在 532 の公共施設を設置している。

しかし、本市では、極めて厳しい財政状況の中、限られた財源や人材を真に必要な分野に重点的に活用し、時代に即した的確な見直しが求められている。

また、平成 15 年の地方自治法の改正により、公の施設の管理運営に「指定管理者制度」が導入され、新たに民間事業者が管理運営主体として対象となったことから、その運営方法について抜本的な見直しが可能となった。

このことから、本市の公共施設について、施設の廃止や他用途への転用、区等への移譲、民営化や民間委託、また、利用者ニーズに対応した柔軟な運営やコスト意識をもった管理運営の実施など、施設のあり方や方向性を十分検討し、見直しの取り組みを行うことが必要である。

第 2 対象施設

保育所、幼稚園、学校及び病院を除く、市が所有する施設

第 3 取り組み期間

平成 17 年度～平成 21 年度

第 4 施設の管理運営の見直し

1 施設のあり方

施設の設置目的、類似施設の整備状況、社会経済情勢・市民ニーズの変化、施設の利用状況等を踏まえ、市が引き続き当該施設を設置し、管理運営を行いサービスの提供を行う必要があるのかどうかについて、次の視点と基本的な考え方に基づき見直しを行う。

(1) 視点

- ア 施設の設置目的が時代のニーズに適合しているか。
- イ 施設の設置目的や機能が民間の施設と競合していないか。
- ウ 施設の事業内容が他の施設と類似していないか。

(2) 基本的な考え方

- ア 社会・経済情勢の変化等により、施設の設置意義が変移、希薄化している施設については、廃止する。
- イ 施設設置当時は行政が設置・運営することが要請される施設であったが、現在では、市が管理運営する意義や必要性が失われている施設については、民間へ移譲する。

なお、区等の集会施設については、その利用実態からみて、実質、区等の所有施設となっているものは、区等へ移譲する。

ウ 民間により類似施設が設置されている。又は類似のサービスが提供されている施設については、廃止又は民間へ移譲（民営化）する。

エ 合併により、市内に類似施設が設置されており、廃止しても市民サービスに大きな影響を与えない施設については、廃止する。

オ 事業内容を廃止した施設については、他用途への運用を検討する。

2 施設の管理運営方法

市民ニーズに即応し、利用しやすい施設運営に努めるとともに、コスト意識をもった管理運営を図るため、次の視点と基本的な考え方にに基づき見直しを行う。

(1) 視点

ア 施設の管理運営が効率的に行われているか。

（民間事業者の専門性、効率性、ノウハウ等の導入がなされているか）

イ 施設の管理運営主体が施設の設置状況から判断し適切であるか。

(2) 基本的な考え方

ア 民間に任せたほうが効率的・効果的に業務執行ができるものは積極的に民間に任せ、民間委託を推進するという「市アウトソーシング推進指針」の考え方を基本とし、民間事業者の有するノウハウを広く活用することで、コストの削減やサービスの向上、雇用の拡大等が期待できる施設については、その管理運営を民間に委託する。

施設の民間委託の手法として、本年 月に策定した「市指定管理者制度運用基本指針」に基づき、指定管理者制度の導入を進める。

なお、現在、管理委託を行っている施設については、平成 18 年 9 月までに、指定管理者制度へ移行するか、又は、直営で管理運営を行わなければならない。

イ 民間委託によるメリットが期待できない施設については、業務委託を含む直営で施設の管理運営を行う。

指定管理者制度とは・・・

平成 15 年の地方自治法の改正により、これまで、公の施設の管理を外部に委託（管理委託）する場合は、相手先が自治体の出資法人や公共的団体などに限定されていたが、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体に委ねることができる制度である。

この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者も施設管理者の対象に加えることにより、民間の活力や知識・技能を公の施設の管理運営に活かし、サービスの向上、経費の縮減などを図ることを目的としている。

(3) 管理運営に関する留意点

- ア 施設利用に関し、ニーズの把握と市民へのPRが十分に行われているか。
- イ 使用料等の受益者負担額は適切か。

第5 見直しの手続き

施設の財務状況を明らかにし、受益者の負担割合を算出するなど、費用対効果等を検証し、施設のあり方や管理運営方法など、今後の方向性について、総合的に検討する。

スケジュールについては、まず、現在、管理委託している公の施設については、改めて管理運営方法の検討を行う中で、民間等にその管理を委ねた方が適当な施設については、指定管理者制度に移行するよう、遅くとも平成17年度中に関係条例について、議会の議決を得るものとする。

その他の施設についても、市民の利便性の向上とともに、一層のコストの削減、サービスの向上を図ることができるよう検討を進め、統廃合が可能な施設については、平成19年度から実施する。

管理運営の考え方フロー

